

若手技術者育成入札実施要領

(目的)

第1条 この要領は、静岡県制限付き一般競争入札実施要領（以下「入札実施要領」という。）に基づき運用する工事のうち、建設産業における若手技術者育成を図ることを目的として行う入札に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 本要領に定めのない事項は、入札実施要領及び入札実施要領の運用に定めるところによる。

(発注)

第2条 この入札は、次のいずれかの方式により発注する。

(1) 配置技術者発注者指定型

発注者が、配置技術者の年齢が、入札参加資格の資格確認日時点において40歳以下であることを条件とする。

(2) 配置技術者受注者希望型

受注者が、配置技術者の年齢が入札参加資格の資格確認日時点において40歳以下の者の配置を希望し、工事着手前に受注者と協議済であることを条件とする。

(3) 監理技術者補佐指定型

建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）が兼任をする際に配置される、監理技術者を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）の年齢が、入札参加資格の資格確認日時点において、40歳以下であることを条件とする。ただし、工事開始後に監理技術者補佐を配置する場合は、配置日時点において、40歳以下であることを条件とする。

(対象工事)

第3条 この入札は、次により選定を行うものとする。

1 配置技術者発注者指定型及び配置技術者受注者希望型

(1) 次の事項をすべて満たす工事

ア 発注見通しで公表する工事

イ 主任技術者の専任を要しない工事

(2) 次の各号に掲げる工事は、原則として対象工事としない。

ア 技術的難易度の高い工事

イ 緊急性のある工事

ウ 配置予定技術者に同種工事の施工経験を求める必要がある工事

2 監理技術者補佐指定型

(1) 次の事項をすべて満たす工事

ア 発注見通しで公表する工事

- イ 主任技術者の専任を要する工事で、監理技術者の配置が見込まれる工事
- (2) 令和2年12月24日付け建業第247号「建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の工事における取扱いについて（通知）」により、特例監理技術者の配置を認めない工事は対象工事としない。

(実施方法)

第4条 この入札は、静岡県建設工事制限付き一般競争入札実施要領第5条に関し、次により実施するものとする。

1 配置技術者発注者指定型及び配置技術者受注者希望型

- ア 配置予定技術者の同種工事の施工経験については、原則として設定しない。
- イ 入札は、価格競争による制限付き一般競争入札により行う。

2 監理技術者補佐指定型

- ア 配置予定監理技術者補佐の同種工事の施工経験については、原則として設定しない。
- イ 本工事に配置された監理技術者が工事期間中に兼任を行わず、監理技術者補佐を配置しなかった場合でも受注者が不利益な取扱いを受けるものではないこと。

(入札公告等)

第5条 この入札の実施に当たっては、入札公告に若手技術者育成入札の配置技術者発注者指定型若しくは配置技術者受注者希望型、又は監理技術者補佐指定型であることを明記するものとする。

(達成証明)

第6条 本要領を適用して、第2条(1)又は(2)の要件を満たす技術者が配置され、それを証明する書類の交付希望が受注者からあった場合、若手技術者配置確認通知書(様式1)を作成し、受注者に交付する。ただし、工期の途中で技術者の交替があった場合は交付しない。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に締結した請負契約に係る建設工事については、なお従前の例による。

(様式1)

若手技術者配置確認通知書

年 月 日

受注者 様

発注機関の長

若手技術者育成入札実施要領第6条の規定に基づき、下記のとおり技術者が配置されたことを確認しました。

記

| | |
|-----------|-----------------|
| 受注者名 | |
| 建設工事名 | |
| 発注方式 | 発注者指定型 / 受注者希望型 |
| 配置技術者名 | |
| 配置技術者生年月日 | 昭和 / 平成 年 月 日 |
| 契約日 | |
| 完成検査日 | |